

多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市公契約審議会  
会長

多摩市公契約審議会からの答申（令和5年度労務報酬下限額等）について  
（その2）

多摩市公契約条例第7条第2項の規定により、令和4年5月27日付4多総総第267号で諮問のありました事項について、多摩市公契約審議会委員全員の一致の意見として、下記のとおり答申する。

記

答申内容

その他多摩市公契約条例に係る重要事項について

- (1) 令和5年度の公契約条例の適用とする新規対象事業の基本的な考え方  
多摩市公契約条例第5条第2号及び第3号に該当する事業については、業務の実態を確認の上、適用の是非について判断した上で対象とすること。
- (2) 令和5年度以降の課題等について  
別添「公契約条例の今後の課題・改善等にかかわる対応方針」のとおりとする。